

定期監査報告書

第1 監査の実施場所

監査委員室 ほか

第2 監査の日程

令和6年10月1日から令和6年11月27日まで

第3 監査の対象

総務局（児島、玉島、水島、庄、茶屋町、船穂支所）

【明細は別表のとおり】

第4 監査に当たった監査委員

井上 計二、濱田 弘、三村 英世、塩津 孝明

第5 監査の着眼点及び実施内容

今回の監査は、主として令和6年度に執行された事務のうち、収入、支出、契約等予算の執行及び財産の管理等について、その事務が法令等に従い適正に行われているかどうかを主眼に実施した。監査にあたっては、倉敷市監査基準に準拠し、任意に関係書類を抽出して調査し、必要により関係職員から事情を聴取するとともに、前回の定期監査で検討、改善等を要望した事項が適正に処理されているかについても留意して実施した。また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、事務処理については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、次のとおり改善を要する事項が認められたので必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

記

[水島支所総務課]

遺失物について

遺失物について、現金の拾得物を警察署長へ提出しているが、遺失物法に定める期間を経過したため、所有権を取得できなかった事例が見受けられたので、倉敷市遺失物処理規程等関係法令に基づき、適正な事務処理をされたい。

別表

| 監査の対象 | 監査の期日 | 監査の対象 | 監査の期日 |
|-------|------------|-------|------------|
| 児島支所 | | 水島支所 | |
| 総務課 | 令和6年10月2日 | 総務課 | 令和6年10月4日 |
| 市民課 | 令和6年10月3日 | 市民課 | 令和6年10月2日 |
| 産業課 | 令和6年10月10日 | 産業課 | 令和6年10月10日 |
| 建設課 | 令和6年10月1日 | 建設課 | 令和6年10月15日 |
| 玉島支所 | | 庄支所 | 令和6年10月8日 |
| 総務課 | 令和6年10月4日 | 茶屋町支所 | 令和6年10月9日 |
| 市民課 | 令和6年10月16日 | 船穂支所 | 令和6年10月7日 |
| 産業課 | 令和6年10月16日 | | |
| 建設課 | 令和6年10月11日 | | |